

長期入所利用料金表(令和7年8月~)

* 1か月(30日)の利用料金は次のとおりです。

1. 多床室(4人部屋) (①保険分+②食費+③居住費) (円)

介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階・1割	第4段階・2割	第4段階・3割
要介護1	32,214	47,814	55,614	76,914	94,014	117,228	140,441
要介護2	34,608	50,208	58,008	79,308	96,408	122,016	147,623
要介護3	37,104	52,704	60,504	81,804	98,904	127,009	155,113
要介護4	39,498	55,098	62,898	84,198	101,298	131,797	162,295
要介護5	41,858	57,458	65,258	86,558	103,658	136,516	169,375

2. 個室(1人または2人部屋) (①保険分+②食費+④居住費) (円)

介護度	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階・1割	第4段階・2割	第4段階・3割
要介護1	43,614	49,314	69,114	90,414	103,494	126,708	149,921
要介護2	46,008	51,708	71,508	92,808	105,888	131,496	157,103
要介護3	48,504	54,204	74,004	95,304	108,384	136,489	164,593
要介護4	50,898	56,598	76,398	97,698	110,778	141,277	171,775
要介護5	53,258	58,958	78,758	100,058	113,138	145,996	178,855

* 内訳

※ 介護保険対象分 《おむつ・衣類の洗濯代(特別なものは除く)が含まれています。》

介護度	介護サービス費	日常生活継続支援	看護体制Ⅰ	看護体制Ⅱ	夜勤職員配置Ⅰ	精神科医療養指導	個別機能訓練Ⅰ	1日分	口腔衛生管理Ⅱ	科学的介護	認知症チームケア推進	じょく瘡マネジメント	個別機能訓練Ⅱ	協力医療機関連携	30日分⑦	処遇改善加算I (⑦×14.0%)⑧	⑦+①	請求額①		
																		(1割)	(2割)	(3割)
要介護1	5,890	360	40	80	130	50	120	6,670	1,100	400	1,200	130	200	500	203,630	28,508	232,138	23,214	46,428	69,641
要介護2	6,590	360	40	80	130	50	120	7,370	1,100	400	1,200	130	200	500	224,630	31,448	256,078	25,608	51,216	76,823
要介護3	7,320	360	40	80	130	50	120	8,100	1,100	400	1,200	130	200	500	246,530	34,514	281,044	28,104	56,209	84,313
要介護4	8,020	360	40	80	130	50	120	8,800	1,100	400	1,200	130	200	500	267,530	37,454	304,984	30,498	60,997	91,495
要介護5	8,710	360	40	80	130	50	120	9,490	1,100	400	1,200	130	200	500	288,230	40,352	328,582	32,858	65,716	98,575

(個別機能訓練・口腔衛生管理・認知症チームケア・退所時情報提供・看取り・初期・安全対策・再入所等の加算は、要件を満たした場合に加算されます。)

※ 介護保険対象外(食費・居住費)

区分															食費		居住費				
															1日	30日②	多床室		個室		
															1日	30日③	1日	30日④			
第1段階	生活保護受給者、世帯全員及び配偶者が市民税非課税で、預貯金等が1000万円(夫婦で2000万円)以下の老齢福祉年金受給者															300	9,000	0	0	380	11,400
第2段階	世帯全員及び配偶者が市民税非課税で預貯金等が650万円(夫婦で1650万円)以下かつ合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万9千円以下															390	11,700	430	12,900	480	14,400
第3段階①	世帯全員及び配偶者が市民税非課税で預貯金等が550万円(夫婦で1550万円)以下かつ合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万9千円を超える120万円以下															650	19,500	430	12,900	880	26,400
第3段階②	世帯全員及び配偶者が市民税非課税で預貯金等が500万円(夫婦で1500万円)以下かつ合計所得金額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円を超える															1,360	40,800	430	12,900	880	26,400
第4段階	市民税課税世帯または非課税世帯で上記第1~3段階以外															1,445	43,350	915	27,450	1,231	36,930

* 諸経費

- ① 金銭管理利用料：主な費用の支払いの管理及び手続きにかかる事務費代(毎月1,000円)
- ② 医療機関(訪問歯科を含む)への受診・薬代
- ③ 理美容代
- ④ 個別で必要な日用品等

口腔内清拭ペーパー、口腔洗浄液、スポンジ歯ブラシ、目ヤニ拭き、生花、新聞、買い物(嗜好品)
クリーニング、室内靴、衣類、出前、外食、外出こづかい、等

衣料品等の購入は原則ご家族様ですが、依頼により園での購入は可能です。

特別に本人仕様で注文する車いすや介護上必要な物等高額なもの(1万円以上)については事前連絡します。

* 支払方法

- 1本化： 利用料金も諸経費も自動引落・振替
- ・ゆうちょ銀行(どなたの口座でも可能。通帳は家族保管。)
 - ・JAあさひかわ(入所者名の口座に限る。通帳は施設保管。)

- 併用： 利用料金は、現金または指定口座へ振込
諸経費は、預かり金にて支払い(JAの口座にて施設管理)

* その他

預かり金については、あさひかわ農協(北野支所)の預金通帳の写しと預かり金台帳を送付する。(年3回)